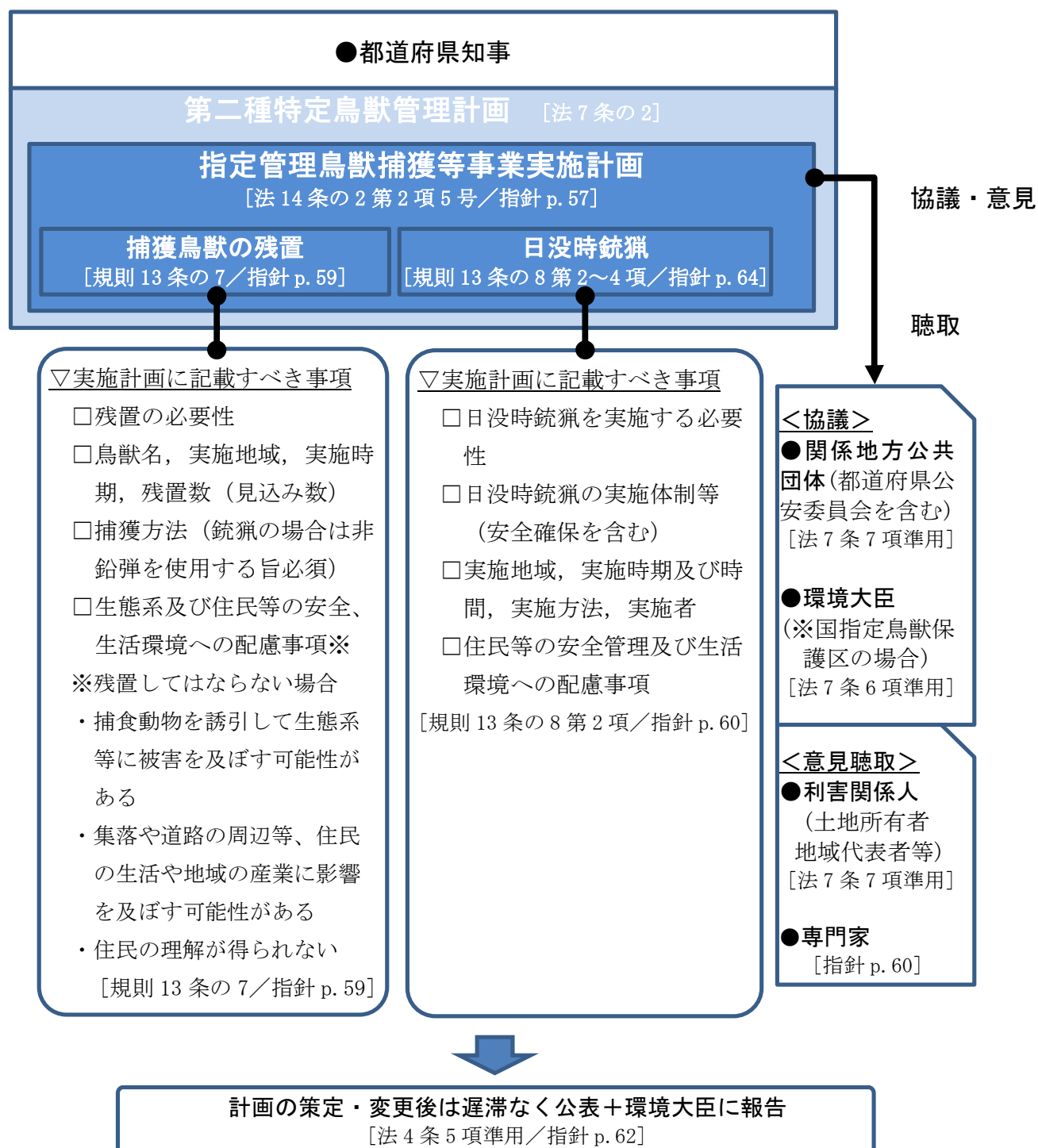


日没時銃猟と捕獲個体の残置について

※「法」：鳥獣保護管理法、「規則」：鳥獣保護管理法施行規則、「指針」：鳥獣保護管理基本指針

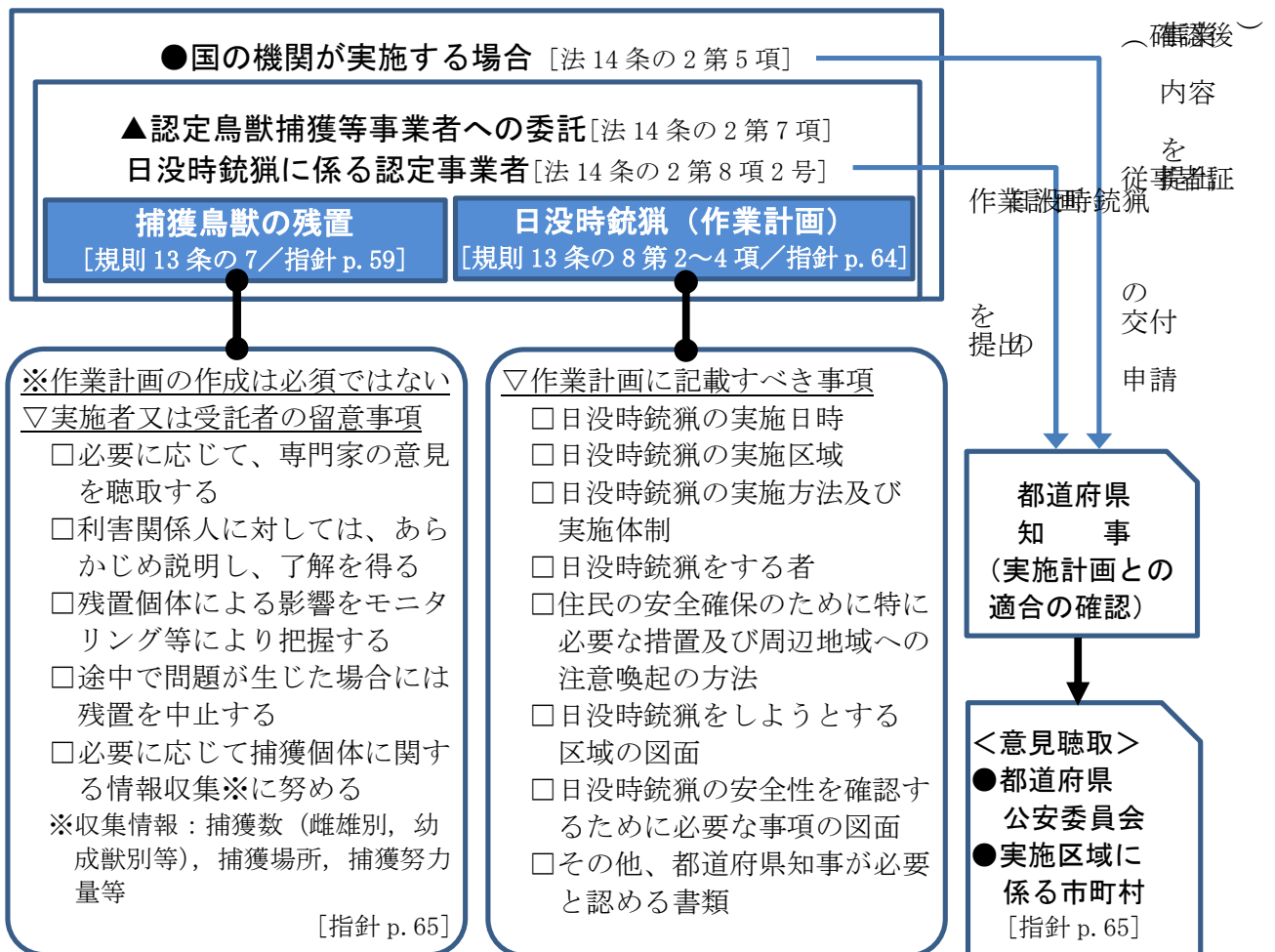
1. 指定管理鳥獣事業実施計画の策定

- 都道府県知事が、捕獲個体の残置・日没時銃猟(夜間銃猟)を位置づけた「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定する。
- 計画策定にあたっては、関係者との法定協議や意見聴取が必要。

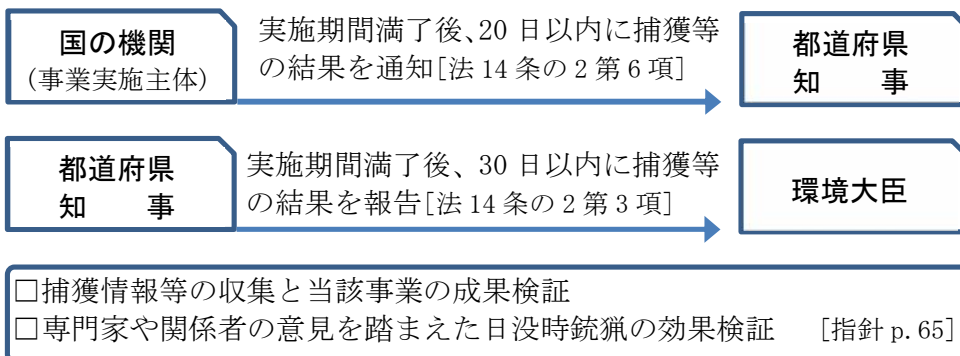


2. 日没時銃猟作業計画の策定、事業の実施

- 事業実施主体である国の機関は、事業内容が実施計画に適合するか予め都道府県知事からの確認を受ける必要。また、事業従事者に係る従事者証の交付申請も必要。
- 事業委託を受けた認定事業者（日没時銃猟を行うことができる認定事業者）は、日没時銃猟の作業計画を作成し、都道府県知事からの確認を受ける必要。



3. 事業実施後の手続き



1. 捕獲した鳥獣の残置の実施に関する考え方 [指針 p. 59／ガイドライン]

(1) 根拠法令

【鳥獣法施行規則第十三条の七】 法第十四条の二第八項第一号の環境省令で定める場合（※残置の禁止規定が適用されない場合）は、捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することによって、指定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われると認められる場合であって、銃猟にあつては非鉛弾を使用し、放置した鳥獣又は放置した鳥獣が誘引した鳥獣等により生態系、住民の安全、生活環境又は地域の産業に支障を及ぼすおそれがないときとする。

(2) 残置をしない場合 [指針 p. 59]

- ・捕食動物を誘引して生態系や農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合
- ・残置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民等の安全に影響を及ぼすおそれがある場合
- ・集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合
- ・住民等の理解が得られない場合

(3) 影響判断の着眼点 [ガイドライン p. 8～10]

項目	ガイドラインの記載（抜粋）
生態系への影響	☐ 生態系に影響があっても、一時的であり、時間経過とともに速やかに元の状態にもどるのであれば問題が少ないと考えられる ☐ ワシ類等、希少生物に負の影響が及ぶおそれがある場合、残置の実施は困難
人への影響	☐ 捕獲個体の残置によって地域住民等に何らかの危険や不利益が及ぶ事態は避ける必要がある。具体例として ・残置した個体に餌付いたクマ類やスズメバチ等による攻撃など、身体的危険 ・衛生害虫の大量発生や悪臭などの衛生被害 ・腐乱死体の目撃による不快感などの心理的影響
季節性	☐ 春や夏であれば腐乱状態にある日数が短いため、その状態で目撃される機会は比較的少ない ☐ 冬は鳥獣類の摂食により分解するため、腐乱死体の状態にはなりにくい。また、雪に覆われれば視界から消えるため、その状態で目撃される機会は他の季節に比べて少ないと考えられる
残置個体に現れる生物	☐ 捕獲個体の残置が人とクマ類の事故を誘発し、結果として駆除される事態が発生するおそれがあるときは、残置を見合わせるべき ☐ 希少鳥類を含む猛禽類の生息地にあつては、鉛製銃弾の残っていないことが確認できない捕獲個体の残置は避ける必要がある
臭気	☐ 冬以外は刺激臭が発生するため、残置個体の視覚的な状況とあいまって、多くの人の不快感を覚える可能性がある ☐ 刺激臭を問題とすべきかについては、以下の事項から判断する必要がある ・臭いが到達する距離や継続期間 ・人が通過する場所との位置関係
水質	☐ 残置場所と水系が近い場合には汚染の原因となる可能性が残る

2. 日没時銃猟の実施に関する考え方[指針 p. 64／ガイドライン]

- (1) 『野生鳥獣の保護及び管理に係る計画制度 基本指針』(2017 年 9 月告示, 環境省) 抜粋
指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項より、

「都道府県知事が、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可能と判断した場合に限定して、夜間銃猟を行う。」

- (2) 『北海道におけるエゾシカ夜間銃猟実施に関するガイドライン』(2018 年 3 月, 北海道) 抜粋

「夜間銃猟は、安全かつ適切な方法で実施して、初めて個体数削減効果が得られる。そのため、次の点について考慮し、実施しなければならない。これに応じた実施区域や日時、方法を選択する必要がある。」

- ☐ 昼間と同等の安全性を確保できること
- ☐ 長期的に見ても効果が得られる適切な方法であること

実施区域選定条件の例として、

- ・立入禁止措置等による、人の出入り制限が確実な場所であること
- ・事業実施により、希少動植物等への影響を与えることのない場所であること
- ・バックストップの確保が確実であること
- ・原則、捕獲個体の搬出が可能であること

- (3) 銃による個体数調整実施地区と手法 (平成 22 年度～)

知床での候補地を検討するため、これまで銃による個体数調整を実施した地区及び手法を整理したものを以下に示す。

表(3) 知床における銃による個体数調整実施地区と主な手法

地区	実施地区	主な手法 (実施年度)
幌別・岩尾別	①岩尾別橋～岩尾別川河口	・流し猟式 SS (H26～) ・待ち伏せ式狙撃 (H30)
	②岩尾別台地上	・待ち伏せ式狙撃 (H29～)
	③しれとこ 100 平米運動地	・流し猟式 SS (H24～)
	④岩尾別ゲート～知床五湖	・流し猟式 SS (H23～H25)
ルサ・相泊	⑤ルサ川河口右岸	・待ち伏せ式狙撃 (H22)
	⑥道道 87 号起点～7km ポスト	・流し猟式 SS (H23～)
知 床 岬	知床岬先端部	・巻き狩り (H22～) ・待ち伏せ式狙撃ほか (H28～)

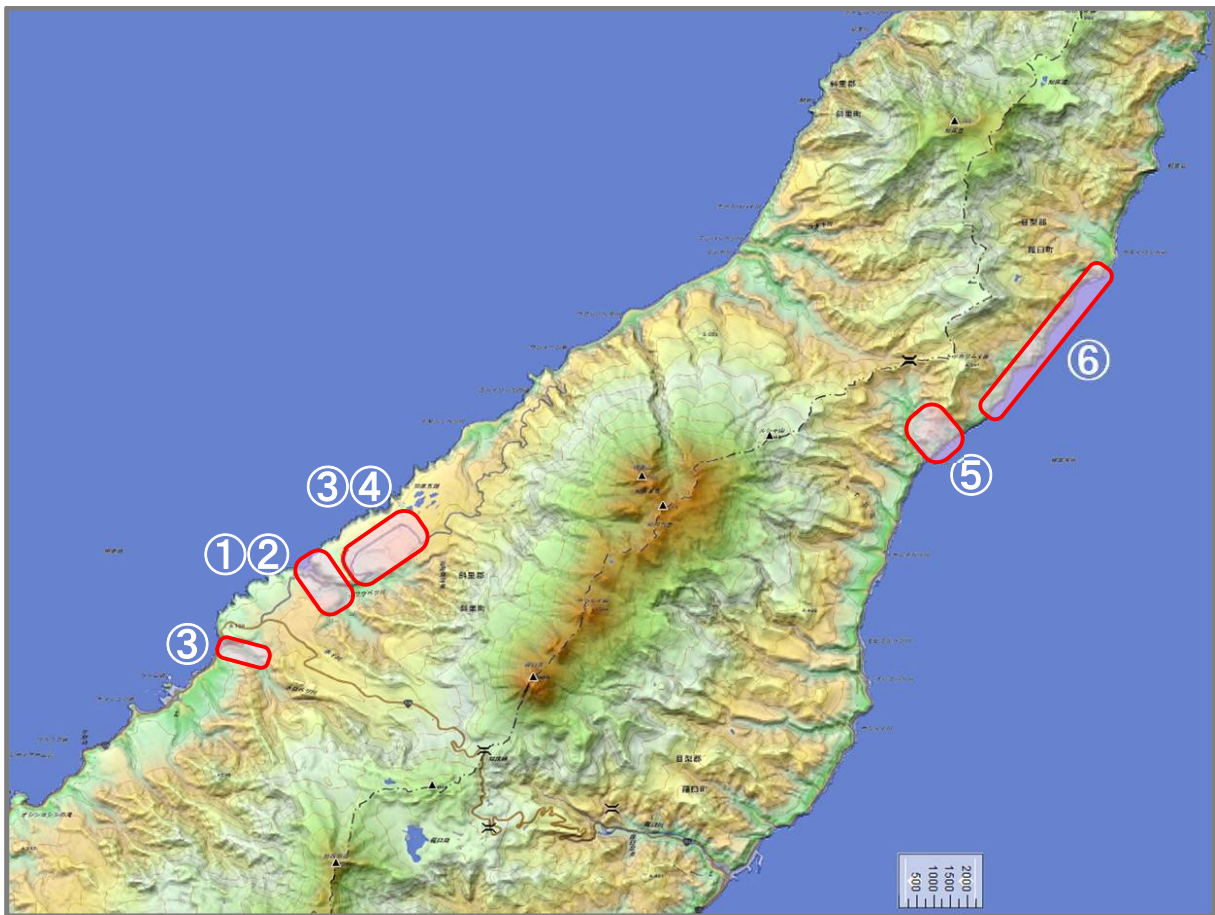
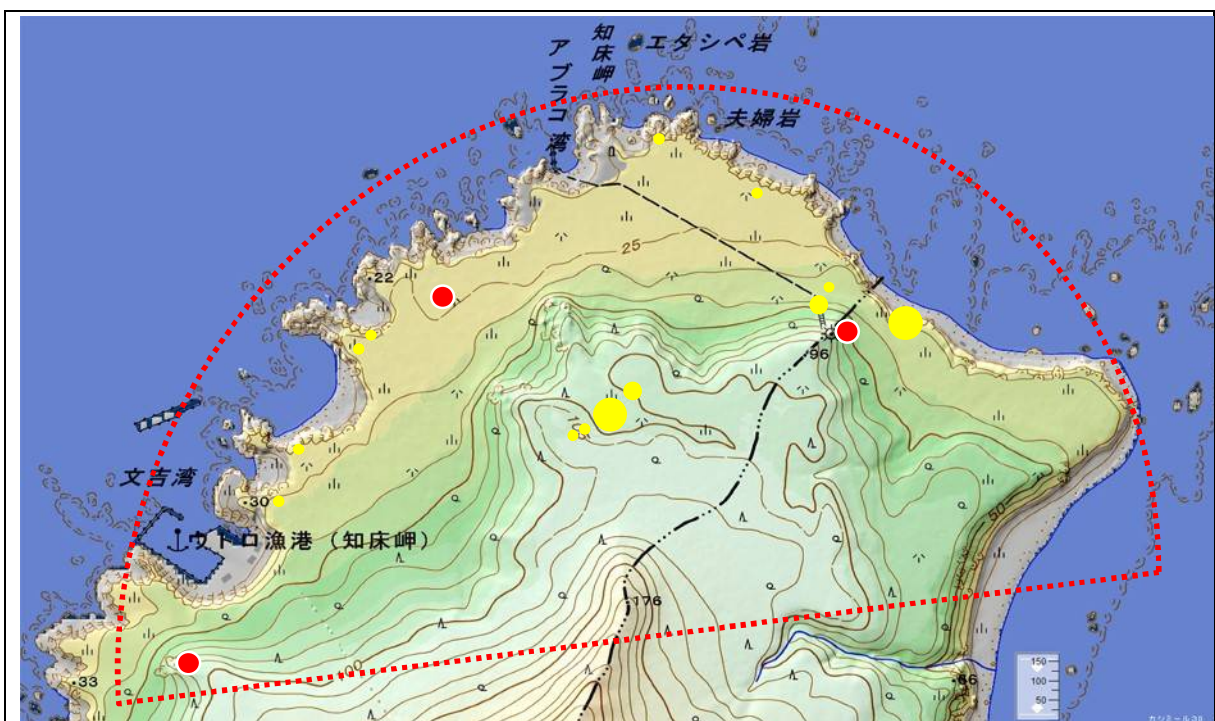


図 1. 知床半島 実施地区位置図



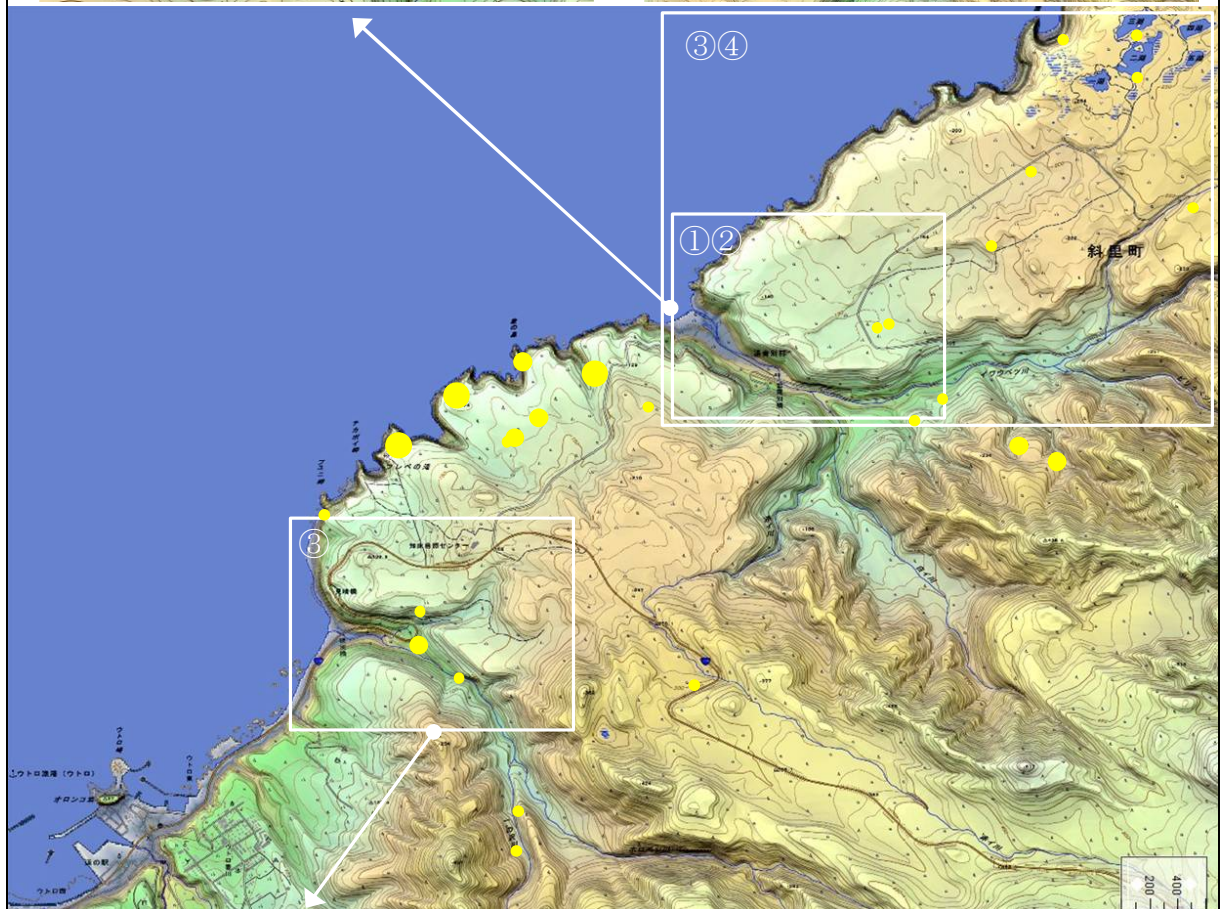
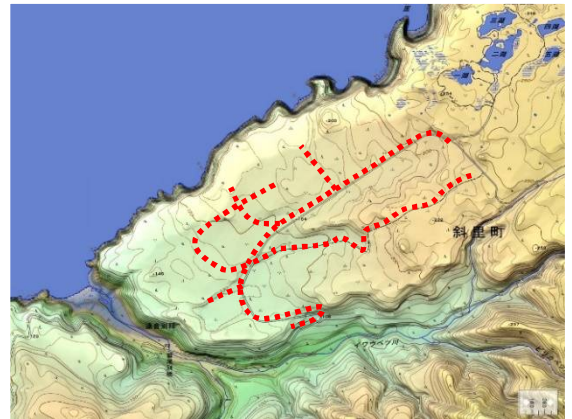
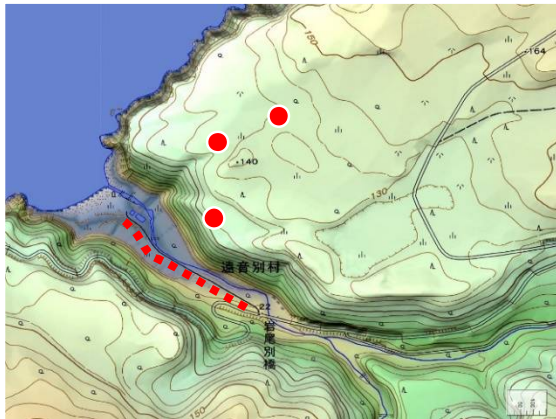
【图中凡例】

- 巻き狩り等実施範囲 ● 待ち伏せ式狙撃実施位置
- 2019 シカ発見頭数(2月26日～3月3日)
- 1-3頭 / ● 4-6頭 / ● 11-20頭

図 2. 知床岬地区先端部

▼①岩尾別橋～岩尾別川河口②岩尾別台地上

▼④岩尾別ゲート～知床五湖(一部③含む)



▲③しれとこ 100 平米運動地(幌別橋付近)

【図中凡例】

... 流し猟式 SS 実施ルート

● 待ち伏せ式狙撃実施位置

● 2019 シカ発見頭数

(2月26日～3月3日)

● 1-3 頭 / ● 4-6 頭 / ● 7-10 頭

図 3. 幌別-岩尾別地区

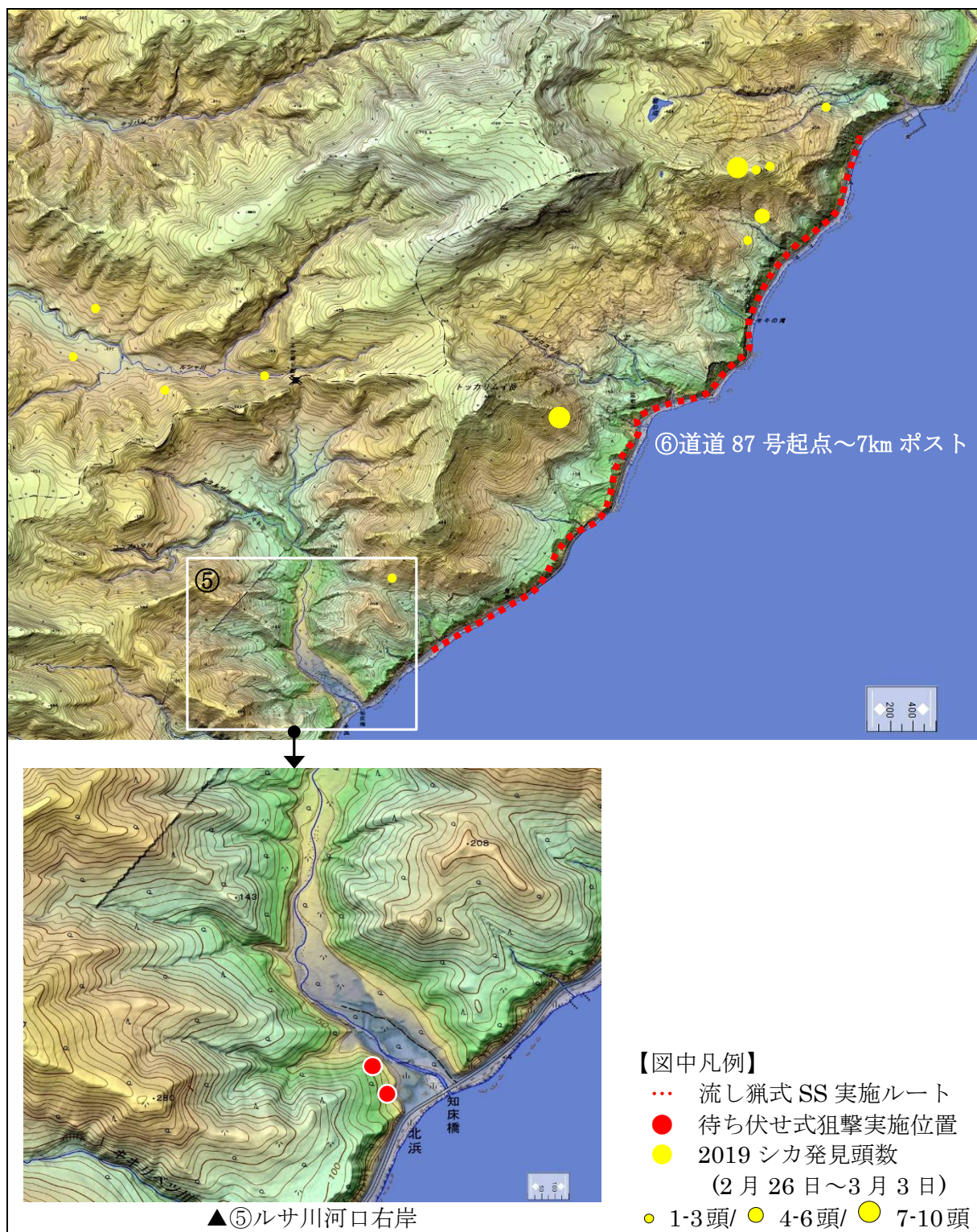


図 4. ルサ-相泊地区

別表 知床における銃による個体数調整実施地区と主な実績状況（平成22年度～）

地区	実施地区	H22春	H22冬	H23冬	H24春	H24冬	H25春	H25冬	H26春	H26冬	H27春	H27冬	H28春	H28冬	H29春	H29冬	H30春	H30冬	R1春
幌別-岩尾別	①岩尾別橋 ～岩尾別川河口								流SS 2 (－)	流SS 15 (1.6)		流SS 23 (1.8)		流SS 26 (1.5)		流SS 22 (1.1)		待狙 33 (1.5)	
	②岩尾別台地上														待狙 1 (－)	待狙 6 (0.22)	待狙 1 (0.07)	待狙 7 (0.5)	待狙 4 (0.3)
	③しれとこ 100平米運動地				流SS 36 (2.9)										流SS 8 (0.7)		流SS 13 (1.0)		流SS 9 (0.8)
	④岩尾別ゲート ～知床五湖			流SS 226 (9.7)	流SS 83 (5.9)	流SS 162 (3.1)	流SS 6 (0.6)												
ルサ-相泊	⑤ルサ川河口右岸	待狙 23 (－)	待狙 24 (－)																
	⑥道道87号起点 ～7kmポスト			流SS 53 (3.1)		流SS 27 (2.7)	流SS 34 (7.1)	流SS 43 (2.41)	流SS 35 (6.1)	流SS 22 (2.54)	流SS 30 (3.56)	流SS 8 (0.95)	流SS 23 (2.56)					流SS 20 (1.85)	流SS 18 (2.42)
知床岬	知床岬先端部		巻狩 6	巻狩 131	巻狩 85		巻狩 19		巻狩 93	巻狩 57	巻狩他 31	巻狩他 3	待狙 7	巻狩 34	待狙 3	巻狩 4	忍猟 4	待狙 2	待狙他 4

【捕獲手法凡例】

待狙…待ち伏せ式狙撃(誘引含む)

流SS…流し猟式シャープシューティング

巻狩…巻き狩り猟

忍猟…忍び猟

【表中数値凡例】

中段…捕獲頭数

下段…時間当たり捕獲頭数の平均値[頭/hr]

※いずれも日没まで実施